

資料1 新宿区における地域猫対策の取り組み

1 住宅地での取り組み

ケース1 餌やりさんからの相談の場合

町会組織等と連携がなく、自宅の庭などで猫に餌をあげている人などから保健所に相談が来た場合。相談者を通して、町会役員との話し合いの場をつくり、保健所が説明をして、理解を得ながら手術の実施などを進めていき、町会と連名のチラシを作成し広げていく、町会掲示板などにチラシを掲示したり、回覧でチラシを回したりする。

取り組みの実行者は、餌やりさんが担うことが多い。

ケース2 町会役員さんからの相談の場合

苦情発生時に町会役員から保健所に相談がされるケースで、町会組織と協議を行い、町会内で説明会を実施、説明会開催前には、保健所担当者が個別に「苦情者」「餌やりさん」に話をしてから開催をしてもらうようにして、説明会でのバトルを防ぐ。

説明会では、町会地図などに餌場や猫の数をポイントしてもらい、手術の実施やその後の見守り餌場や糞尿の清掃、対策実行者の確認などをする。町会内の情報が共有化されることで「地域猫対策」に関する理解が広まり、あわせて掲示板・回覧等で「地域猫対策」の啓発を行い、町会として、手術代金の一部負担や募金活動・フリーマーケットなどの場を提供するなど、関わりを密接にもち、町会内で担当者を決めて直接的な支援をする。

ケースによっては町会組織の中に「地域猫対策」班を位置づけ、環境部会・婦人部会の活動として展開する。実行者は地域住民が担うため、町会として自主的な解決力を持ち、町会役員等に地域猫対策実行者が選出されることもある。

ケース3 ボランティア頼みの場合

町会役員がボランティアに対策を丸投げするような方法で、猫が増えたので手術をしてほしいなどと頼んでくる、この場合その後の「見守り」ができないことが多く、ボランティアが疲れるだけで、町会として、広報活動がないので、近隣の理解も進まないことが多い。町会としての取り組みとならないため。数年後には再度依頼する等地域としての解決力はなく、望ましい取り組みではありません。

ケース4 苦情者からの相談の場合

苦情者から、相談が寄せられることは多くありますが、その中で苦情者が地域猫対策の実行者になる場合もあります。この場合は近隣の賛同も得られやすく、協力者も見つけやすい場合が多く、町会との連携なしでも独自に対策をすすめ問題解決が図られます。

ケース5 複数の町会が協力して取り組む場合

特別出張所管内の地区協議会（複数の町会で構成されている）が重点課題として[地域猫対策]に取り組むことを決め、町会役員、地域ボランティア、出張所職員、保健所、と相談しながら進める方法です。

地区協議会の構成員で「対策会議」の事務局体制を作り、定期的に会議を持ち、各地町会ごとの取り組み報告や協力体制を確認し対策を進めていきます。

参加町会のイベントで[地域猫対策]の啓発ブースの設置や、フリーマーケット等で宣伝をするなど、効果的に取り組みを広げている。また、フリーマーケットでの収益金を、地区の活動内容によって分配する等、対策にかかる費用の一部負担なども行っている。

啓発媒体としてチラシ、ポスター以外に地域コミュニティ誌の活用やのぼり旗を作成し対応している。

さらに、協力者への啓発ベストを作成し毎日の活動時に着用するような取り組みも行っている。協力者は「見守り活動」のため、餌やりさんも含む。

2 商店街での取り組み

商店街には飲食店も多く、猫に餌をあげる人も通行人や商店利用者・従業員さんなど特定することが難しく、迷惑と思う店主さんや、猫が店先にいることで、客寄せになるから問題にならないと思う店主さんもいることで、町にいる猫をめぐって対立するケースがあり、商店会としても悩んでいる課題でした。近隣の地域で「地域猫対策」を実施しているボランティアさんに、商店会から相談があり保健所に相談が寄せられ、保健所担当者と「商店会代表・三役」と話し合いを重ね、「猫の数を管理する」「糞尿被害を減らす」ことなどを協議して、対策を実施することになり近隣ボランティアさんの指導で「手術の実施」「猫用トイレの設置」など商店街の人々が協力してすすめた。この商店街では「猫に優しい商店街」として新聞にも掲載されるなど、商店街としての認知度も上がり、これをきっかけとして「お店の看板猫」など取り上げられるなど、「地域猫対策」が「商店街の活性化」にもつながることになりました。

現在は「商店街祭りの一環として猫祭り」が開催されています。

3 神社・寺などでの取り組み

このケースの場合、多くは餌やりさんや、ボランティアさんなどから相談を受ける場合が多く（まれに宮司さんやお坊さんからの相談もある）、保健所が相談者とともに、対象となる神社や寺を訪問し、地域猫対策について説明をして、手術と見守り活動への協力を依頼する。多くの場合、神社や寺の協力を得ることができる、寺の場合墓地も含まれることが多く、お墓の管理もしやすい状況も生まれている。

地域広報については個々のケースのよってことなり、対象となる神社や寺の意向を尊重して対応する。

4 都・国管理地での取り組み

ケース1 東京都の管理地での取り組み

都の管理地における野良猫対策の取り組み。基本的には保健所が、地域ボランティアと相談し、管理者を交えた3者で話し合いをして対策を進める。

ケース2 国の管理地での取り組み

国の管理地における野良猫対策の取り組み。基本的には保健所が、地域ボランティアと相談し、管理者を交えた3者で話し合いをして対策を進める。

国の管理地の場合で、ボランティアが敷地内の入ることが難しい場合は、管理者側が猫の把握と捕獲を実施し、猫の捕獲をして、ボランティアにわたし、手術後はボランティアが管理者に術後の猫を渡す方法をとった。

この場合、見守り活動ができないため、数年後には同様のことを実施するが、管理者側の交代などにより途切れることがある。

5 区立公園での取り組み

新宿区の区立公園では、公園の清掃活動や花壇の手入れ等を地域住民によって活動をしてもらうための「公園サポーター制度」があり、猫の餌やりさんが毎日、園内清掃や猫や犬のフンの片づけを実施していることから、この制度を利用して、猫のボランティアさんを公園サポーターに登録し、地域猫対策を実施する。この制度利用に際し、保健所・地域ボランティア・みどり公園課による話し合いを実施していたが、2017（平成29）年度からは、区立公園での対策を従来の方法から、保健所が公園での活動状態を確認し、みどり公園課に申請を行い、みどり公園課が公園使用許書を提出することで該等する公園での地域猫対策が認められるように変更された。

6 学生ボランティアサークルによる取り組み

ケース1 大学生による取り組み

新宿区内の大学における、学生ボランティアサークルの取り組み。大学に認知されているサークルのため、学内での活動が保証され、募金活動や啓発も独自に実施できる。は近隣町会との連携も図り取り組みの補助や助言をするなど、学外への広がりを持った活動をしている。保健所とは随時協議を実施している。

ケース2 高校生による取り組み

新宿区内の都立高校での部活として、様々なボランティア活動を知る授業があり、区のボランティアが「地域猫対策」について講義をしたのち、生徒から「猫部」を結成する動きがあり、近隣で活動している、地域猫対策ボランティアさんと連携をしながら活動を続けている。担当教員と保健所で連絡を行っている。

7 企業との連携による取り組み

企業管理地における野良猫対策の取り組みの場合、企業側からの相談に基づき、保健所健所が、企業担当者と打ち合わせを行い、その後当該長会での活動している地域ボランティアと相談し、企業担当者と面談後対策をする。このケースの実施については、気業からも実行者を出してもらい、地域ボランティアと協力をして取り組む。対策に係る費用は企業が負担をする。

8 近隣区ボランティア団体との取り組み

ケース1 都立霞ヶ丘住宅よる取り組み

区内外を行き来する野良猫対策の取り組み。近隣区の地域ボランティアからの相談をうけ町会に働きかけ、町会自治会での話し合いの場設定などを行い進める。現在まで「〇〇区動物愛護推進ネットワーク」と新宿区保健所が、協働して霞ヶ丘都営住宅（霞ヶ丘町会）での対策がある。

注)霞ヶ丘都営住宅の取り組みは、オリンピックで住宅が壊されたため、なくなりました。

ケース1 鉄道駅構内での取り組み

区内にある駅構内での餌やりが問題になり、このことを近隣区のボランティアさんから相談を受けたケースで、「〇〇区動物愛護推進ネットワーク」と新宿区の個人ボランティア、新宿区保健所が、協働して〇〇駅に働きかけ協力を得て実施した取り組みがある。

ケース2 繁華街での取り組み

繁華街で商店会などの協力も難しい場所で、近隣ボランティアグループから相談をうけ、ボランティアさんが協力店舗を探し、協力店オーナーと従業員が保健所と連絡を取り、[地域猫対策]グループを結成して活動をする。

近隣に対して[地域猫対策]の呼びかけチラシの配布、手術・譲渡などを実施する。

資料 2

区内犬・猫死体処理数経年変化表

	土木工事事務所・公園事務所			清掃事務所				総計
	土木計	その他	猫	清掃計	犬	猫	その他	
2008年度 平成20年度	266	35	231	709	45	571	93	975
2009年度 平成21年度	175	18	157	708	52	533	123	883
2010年度 平成22年度	181	13	168	621	45	456	120	802
2011年度 平成23年度	193	32	161	643	42	496	105	836
2012年度 平成24年度	149	26	123	557	27	444	86	706
2013年度 平成25年度	125	35	90	562	49	398	115	687
2014年度 平成26年度	139	46	93	318	47	214	57	457
2015年度 平成27年度	120	33	87	329	35	235	59	449
2016年度 平成28年度	90	35	55	502	43	309	150	592
2017年度 平成29年度	103	51	52	492	46	283	163	595
2018年度 平成30年度	122	59	63	384	43	216	125	506
2019年度 令和元年度	116	75	41	391	48	214	129	507
2020年度 令和2年度	139	119	20	469	63	205	201	608

注) 清掃事務所の数字には飼い猫分が含まれる。

土木の数字は、路上・公園内での死亡数。

資料 3

苦情相談件数経年変化表

N01

年 度	苦情相談件数総計	犬	猫	そ の 他
2000（平成 12）年度	422件	144件	231件	47件
2001（平成 13）年度	412件	123件	250件	39件
2002（平成 14）年度	426件	115件	293件	18件
2003（平成 15）年度	493件	126件	347件	20件
2004（平成 16）年度	215件	60件	132件	23件
2005（平成 17）年度	204件	46件	136件	22件
2006（平成 18）年度	226件	63件	158件	5件
2007（平成 19）年度	275件	104件	143件	28件
2008（平成 20）年度	272件	90件	164件	18件
2009（平成 21）年度	226件	59件	153件	14件
2010（平成 22）年度	230件	74件	134件	22件
2011（平成 23）年度	226件	61件	165件	4件
2012（平成 24）年度	208件	67件	141件	0件
2013（平成 25）年度	163件	53件	108件	2件
2014（平成 26）年度	119件	45件	69件	5件
2015（平成 27）年度	129件	42件	83件	4件
2016（平成 28）年度	127件	44件	76件	7件
2017（平成 29）年度	109件	34件	72件	3件

資料4

取り扱い件数経年変化表

東京都動物愛護相談センター扱い

年 度	合 計	犬小計	成 犬	子 犬	猫小計	成 猫	子 猫	
2001年度 平成13年度	358	43	43	0	315	37	278	
2002年度 平成14年度	244	33	33	0	211	26	185	
2003年度 平成15年度	273	44	44	0	229	29	200	
2004年度 平成16年度	224	45	45	0	179	22	157	
2005年度 平成17年度	121	33	33	0	88	28	60	
2006年度 平成18年度	134	37	37	0	97	17	80	
2007年度 平成19年度	118	24	24	0	94	27	67	
2008年度 平成20年度	81	25	24	1	56	19	37	
2009年度 平成21年度	83	22	22	0	61	30	31	
2010年度 平成22年度	58	29	29	0	29	12	17	
2011年度 平成23年度	53	23	23	0	30	8	22	
2012年度 平成24年度	78	16	16	0	62	29	33	
2013年度 平成25年度	24	7	7	0	17	8	9	
2014年度 平成26年度	17	5	5	0	16	9	7	
2015年度 平成27年度	31	10	10	0	21	9	12	
2016年度 平成28年度	28	12	12	0	11	7	4	
2017年度 平成29年度	39	25	25	0	14	7	7	

東京都の区保健所は、動物の収容施設がなく、東京都の愛護相談センターで、収容事業を実施している。

保護・引き取り・譲渡事業は東京都の事業です。

資料 5 猫の被害を防ぐための方法

1 庭などへの侵入を防ぐために。

① 猫が入り込む隙間を埋める。

- ・塀などと土台の部分に、金網や柵をする(柵の間隔は5cmより細かくする)
- ・植物を植える。

においのある植物：ドクダミ・ゼラニウム・ヘンルーダ・柑橘系植物・ミント系植物等

とげのある植物：カラタチ・ヒイラギ・ピラカン・バラブラックベリー、ラズベリー等

ハーブ系植物：ミント（ジンジャーミント、キャンディーミント、スペアミント、

アップルミント等）・ローズマリー

根の強い（繁殖力の強い）植物：

ミント・ドクダミ・カタバミ・ブラックベリー・ラズベリー等

- ② 塀の上等に障害物を置く（通り道が決まっている場合）ネット・金網・剪定後の松葉等
- ③ プラスチック製猫侵入防止具（用途に応じて枚数、置き方を工夫する）
- ④ 超音波侵入防止用具を置く（台数や置く場所を変える工夫をする）
- ⑤ 砕石（防犯用砂利等）・ウッドパネルを置く。

2 猫が嫌う臭いのあるものを散布又はトレーなどに入れスポンジに吸わせて設置する

- ① タバコの水溶液（吸殻を水につけ、その水溶液を）散布又はビン等に入れて置く。
- ② 唐辛子の水溶液（唐辛子を水につけ、その水溶液を）散布又はビン等に入れて置く。
- ③ お酢と水を1：5の割合で混ぜたものを散布又はスポンジなどに吸わせて設置する。
- ④ 木酢酢・竹酢酢をうすめて散布する。
- ⑤ コショウ・唐辛子等の香辛料を散布する。
- ⑥ ドクダミ茶の茶殻やコーヒー豆のカスをまく。
- ⑦ 希釈して除菌消臭剤（リセッシュ ミントの香り）容器に記入してある希釈倍数で
- ⑧ 液体ハミガキ（リステリン ミントテイスト）5倍程度に希釈して
- ⑨ 10倍程度に希釈してうがい薬（イソジンなど）
- ⑩ アースガーデン 猫専用見張り番（わさび入り）

3 ぶん尿の匂いを消すには

- ① 漂白剤を薄めて、尿や糞のうえに散布する。（消毒の効果もあります）
- ② お酢と水を1：5の割合で混ぜたものを尿や糞のうえに散布する。
- ③ 木酢酢・竹酢酢を薄めて散布する。
- ④ 入浴剤(硫黄・ミント系)を薄めて散布する。
- ⑤ EM菌（商品名バクテリン）を薄めて散布する。

4 猫のトイレをなんとかしたい場合は

猫は自分の気に入った場所でトイレをします。その場所を変えさせるには、上記の方法をためす以外に、剪定済みの樹木や笹や竹などを切ったものを置くことで防げます。

また、別のところにトイレを設置することで片づけを容易にして、清掃の手間を減らす方法があります。プランター・育苗箱等に乾いた土や砂を盛り付けておく、土を柔らかく耕す。

注意事項

実行する際に気を付けたいことは

○ 散布したい場所によって方法を変えてみる

タイルやコンクリート、壁面には液体（スプレー）を使用します。

スプレータイプの除菌消臭剤（ミントの香り）が効果的です。

また、液体ハミガキ（ミントテイスト）をスプレー容器に入れて散布します。

（ベタつきが残るので、散布場所には配慮が必要です）

うがい薬（イソジン等）を10～20倍程度に希釈してスプレー容器に入れ散布します。

（独特の臭いがあるため、散布場所や希釈の割合に配慮が必要です）

水溶液は、スポンジに吸わせてトレーなどに入れ設置する方法が有効です。

（コンクリートや白い壁などには散布をしないようにする）

雨が当たる場所、日当りの有無など、条件によって異なります。

○ 散布したい時期や回数を変えてみる

一度、忌避剤をまいただけでは効果は継続しません。

定期的の確認し、清掃と忌避剤の散布が必要です。

（状況が改善しにくい場合は、一週間に数回程度。改善がみられるようになったら少しずつ間隔を空けて様子を見守ります。）

同じモノを続けて散布していると慣れてしまうこともあるので数種類の忌避剤を取り替えて使ってみましょう。